



2 確定期限が到来していない各定期金債権

(1) 令和 年 月から令和 年 月（債権者、債務者間の が  
満 歳に達する月）まで、 限り金 円ずつの養  
育費

(2) 令和 年 月から令和 年 月（債権者、債務者間の が  
満 歳に達する月）まで、 限り金 円ずつの養  
育費

(3) 令和 年 月から令和 年 月（債権者、債務者間の が  
満 歳に達する月）まで、 限り金 円ずつの養  
育費



## 2 確定期限が到来していない各定期金債権

- (1) 令和5年10月から令和10年10月（債権者、債務者間の長女 ×× が満20歳に達する月）まで、毎月末日限り金20,000円ずつの養育費
- (2) 令和5年10月から令和12年3月（債権者、債務者間の長男 ×× が満20歳に達する月）まで、毎月末日限り金20,000円ずつの養育費
- (3) 令和5年10月から令和15年11月（債権者、債務者間の二女 ×× が満20歳に達する月）まで、毎月末日限り金20,000円ずつの養育費